

【商工委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願4種類10件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、以下のような経緯のもとに提出されたものである。

平成5年11月の産業構造審議会基本問題小委員会中間報告や平成7年2月の通商産業省企業法制研究会報告は、競争政策のハーモナイゼーションの観点や企業のリストラクチャリング及び競争条件の整備のため、純粹持株会社の有用性について指摘した。また、平成7年3月規制緩和推進計画において、持株会社の禁止制度を3年以内に見直す方針を打ち出した。こうした動きの中で、公正取引委員会の独占禁止法第4章改正問題研究会は、事業支配力の集中防止という観点から禁止制度を維持する必要があるとしながらも、一定規模以下の持株会社など4類型については例外を認める中間報告を打ち出した。

これをもとに具体的な制度改革案が第136回国会に提出される予定であったが、政府・連立与党内で調整がつかず、未調整のまま同国会は終了した。

昨年の総選挙後、与党3党は引き続きこの問題を協議することで合意し、与党独禁法協議会は公正取引委員会の原則持株会社を認めるとの再原案をたたき台に本年1月29日以降協議を行った結果、2月25日合意に達し、独占禁止法改正案が3月11日閣議決定され、今国会に提出された。

その主な内容は、事業者の活動をより活発にする等の観点から、持株会社の設立を禁止している現行法を改め、事業支配力が過度に集中することとなる場合を除き、持株会社の設立を認めようとするものであり、また、これに伴い持株会社のグループ全体の総資産額が3,000億円を超えるものを対象に、報告制度を設ける等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、改正案の提出が遅れた理由、独占禁止法第4章改正問題研究会の検討内容、経済構造改革との関係、持株会社を禁止してきた理由、財閥復活防止・事業支配力の過度集中防止の根拠、設立が禁止される3類型の内容、別途ガイドラインを作成する理由、見直し条項、届出・事業報告制度の創設、金融業・金融持株会社の特別扱いの是非、連結納税制度や持株会社設立時の商法・譲渡益課税の検討状況、法人に

よる株式持ち合い等の是非、企業の不祥事と情報開示の重要性、持株会社の少数株主保護、系列化による中小企業への影響、労働法制の整備、労使間協議に関わる労働省の姿勢、国際契約等届出制度の廃止、公正取引委員会の監視体制・組織強化等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案は、産業空洞化の懸念に対応するため、我が国製造業を支えてきた部品、金型など基盤的技術産業や産地中小企業の集積地を対象に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法を取り込みつつ、地域振興整備公団による工場用地造成の特例措置、中小企業信用保険法の特例措置等を講じ、技術の高度化や新分野進出を積極的に支援することにより、地域産業の活性化を図ろうとするものである。

委員会においては、従来の特定中小企業集積法の施行状況とその効果、産業空洞化の実態、技能工の育成と継承、新しい産業立地政策の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する法律案は、民間活動に対する規制の緩和と行政事務の簡素化を図るため、輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止するほか、通商産業省関係の14法律について企業組織の変更に係る手続を簡素化するなど、所要の改正をしようとするものである。

委員会においては、法改正による規制緩和の効果、規制緩和と安全性の確保、電気事業法による事業開始期限の延長等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。

工業標準化法の一部を改正する法律案は、工業標準化における民間認証機関の認証能力の高まり、規制緩和への対応、国際的要請等の新たな環境変化に対応するため、主務大臣が指定する内外の民間認定機関が日本工業規格（JIS）表示制度に係る認定を行うことができる措置等を講じようとするものである。

委員会においては、JISと国際規格との整合化、民間認定機関制度の在り方、中小企業の対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案は、エネルギーの安定供給の確保及び地球環境問題に対応するため、基本方針等の策定や事業者に対する金融上の支援措置等を講ずることにより、新エネルギー利用等を一層促進しようとするものである。

委員会においては、新エネルギーの利用状況と問題点、長期エネルギー需給見通しと新エネルギーの役割、関係行政機関や事業者等との協力体制等につい

て質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、創造的事業を行う中小事業者（ベンチャー企業）への資金供給の円滑化を図るため、その株式を取得した個人投資家、いわゆるエンジェルに対する課税の特例措置等を講じようとするものである。

委員会においては、本法の施行状況とその成果、ベンチャー企業育成の重要性、エンジェル税制の効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

電気事業法の一部を改正する法律案は、発電所を環境影響評価法の対象にして、一般的な手続については同法の規定によることとし、本法案では発電所に固有の特別な手続について定めたものである。具体的には、発電所に係る環境影響評価手続の各段階において国が審査を行い、必要な事項について勧告又は変更命令を行うなど、所要の規定を設けようとするものである。

委員会においては、発電所を特例として本法律案で規定する根拠、環境影響評価制度の運用の在り方、独立系発電事業者の参入状況と小規模発電がもたらす環境面への影響等の諸問題について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案は、独占禁止法適用除外カルテル等35制度を、公正かつ自由な競争を促進する観点から廃止ないし適用除外の範囲の限定等を行うため、関係する20法律を一括して改正しようとするものである。

委員会においては、適用除外制度の運用状況とその効果、規制緩和と中小企業者への影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月20日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、純粋持株会社の解禁、著作物等の再販制度の検討動向、景気の動向、公共投資の経済効果、基礎研究の促進策、中小企業の時短問題、発電所の環境アセスメント問題、炭酸ガスの排出量削減目標、産業廃棄物の処理問題、繊維セーフガードの発動の在り方、省エネルギー・新エネルギー促進への取組、泉井石油商会問題、為替レートの変動が国内経済に及ぼす影響、今後の経済運営及び通産行政の基本スタンス、リサイクル社会の構築等の問題が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、行財政改革、三井石炭鉱業三池鉱業所の閉山後の対策、商工会及び商工会議所の経営指導員の在り方、ココ山岡倒産による被害者対策、中小小売商業対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年2月18日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件について佐藤通商産業大臣から所信を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件について麻生経済企画庁長官から所信を聴いた。
- 平成8年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成9年2月20日(木) (第2回)

- 通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について麻生経済企画庁長官、佐藤通商産業大臣、根来公正取引委員会委員長、政府委員、労働省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日(木) (第3回)

- 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(閣法第47号)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日(月) (第4回)

- 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(閣法第47号)について佐藤通商産業大臣、政府委員、消防庁及び海上保安庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第47号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

- 工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月19日(水) (第5回)

- 工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣、政府委員、厚生省、建設省、消防庁及び科学

技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第9号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年3月26日(水) (第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第8号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第7回)

○特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第8号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣、政府委員、労働省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成9年度一般会計予算(衆議院送付)

平成9年度特別会計予算(衆議院送付)

平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(公正取引委員会、経済企画庁)、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫)について佐藤通商産業大臣、麻生経済企画庁長官及び根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、佐藤通商産業大臣、麻生経済企画庁長官、根来公正取引委員会委員長、政府委員、労働省、文部省、運輸省、建設省、法務省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成9年4月3日(木) (第8回)

○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(閣法第24号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月10日(木) (第9回)

○参考人の出席要求を求めることを決定した。

○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(閣法第24号)(衆議院

送付) について佐藤通商産業大臣、政府委員、科学技術庁当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事井田勝久君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月17日(木) (第10回)

- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日(火) (第11回)

- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年5月15日(木) (第12回)

- 電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日(木) (第13回)

- 電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年5月30日(金) (第14回)

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)

以上両案について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月3日（火）（第15回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について根來公正取引委員会委員長、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年6月5日（木）（第16回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

立教大学法学部教授	舟田	正之君
関西学院大学経済学部教授	土井	教之君
社団法人経済団体連合会事務総長	内田	公三君
日本鉄鋼産業労働組合連合会顧問	千葉	利雄君
東京商工会議所中堅・中小企業委員会 副委員長・オーデリック株式会社社長	伊藤	和夫君

○平成9年6月10日（火）（第17回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官、根來公正取引委員会委員長、政府委員、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第68号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第79号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 無

○平成9年6月12日（木）（第18回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について根來公正取引

委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第44号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成9年6月17日(火) (第19回)

○請願第113号外9件を審査した。

○産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、近年の経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けている特定産業集積が地域産業の自律的発展の基盤として重要であることにかんがみ、現行の「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」を廃止し、同法の措置に加え新たに基盤的技術産業集積に関する措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「基盤的技術産業」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものを主として利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種に属するものとして政令で定めるものをいう。
- (2) 「基盤的技術産業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、基盤的技術産業に属する事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。
- (3) 「特定中小企業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。
- (4) 「特定産業集積」とは、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積をいう。

2 活性化指針の作成

主務大臣は、特定産業集積の機能、基盤的技術産業集積の活性化及び特定中小企業集積の活性化に関する事項について、特定産業集積の活性化に関する指針（活性化指針）を定める。

3 基盤的技術産業集積の活性化

- (1) 都道府県は、活性化指針に基づき、基盤的技術産業集積活性化計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。
- (2) 特定事業者は、都道府県が主務大臣から承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計画に係る集積の存在する地域において高度化等のための措置を行おうとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。
- (3) 商工組合等は、新商品、新役務又は新技術の研究開発、研修、情報の提供その他の事業であってその構成員たる中小企業者による特定基盤的技術の高度化等の円滑化を図るための事業を実施しようとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。
- (4) 承認された集積地域において、地域振興整備公団が工場用地、業務用地の造成、工場、事業場の整備及びその賃貸等の業務を行えるものとする。

4 特定中小企業集積の活性化

- (1) 都道府県は、活性化指針に基づき、特定中小企業集積活性化計画を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。
- (2) 中小企業者は、都道府県が通商産業大臣から承認を受けた特定中小企業集積活性化計画に係る集積の存在する地域において特定分野への進出を行おうとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。
- (3) 商工組合等は、その構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るための研究開発等の事業を実施しようとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

5 承認された、特定事業者、中小企業者、商工組合等に対する助成措置

承認された特定事業者、中小企業者、商工組合等に対し、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、中小企業団体の組織に関する法律の特例、課税の特例等の措置を講じる。

6 その他

- (1) 国及び地方公共団体は、必要な資金の確保に努める。
- (2) 国及び地方公共団体は、必要な施設の整備の促進に配慮する。
- (3) 国及び都道府県は、承認された特定事業者等に対し指導及び助言を行う。
- (4) 文部大臣及び通商産業大臣は、研究開発に関し、特定事業者及び中小企業者等と大学等との連携及び協力が円滑になるよう努める。

- (5) この法律は公布から3ヶ月以内に施行し、施行から10年以内に廃止する。

工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、工業標準化における民間認証機関の認証能力の高まり、規制緩和への対応、国際的要請等の新たな環境変化に対応するため、日本工業規格の認証制度を抜本的に見直し、国際的に整合性のある制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 工業標準の制定手続の合理化

主務大臣は、工業標準（日本工業規格、略称 J I S）の制定手続きを円滑に進めるため利害関係人の申出に係る工業標準案について、その申出に係る工業標準を制定すべきと認めるときは、事前に日本工業標準調査会の意見を徴することなく同調査会に付議することができる。

2 指定商品の製造業者の認定等

指定商品（J I S マークを付することができる商品）の製造業者は、主務大臣が指定する国内の者（指定認定機関という）の認定を受けて、その指定商品に日本工業規格表示（J I S マーク。J I S に適合することを表示するマーク）を付することができる。

3 外国製造業者の認定等

外国においてその事業を行う指定商品の製造業者は、主務大臣が承認する海外の者（承認認定機関という）又は指定認定機関の認定を受けて、その指定商品に J I S マークを付することができる。

4 指定認定機関、承認認定機関

指定認定機関の指定、承認認定機関の承認の申請、取消手続等に関し所要の規定を設ける。

5 試験事業者及び外国試験事業者の認定

(1) 指定商品以外（J I S マークの対象とならない品目）の鉱工業品に係る試験の事業を行う者は、省令で定めるところにより省令で定める区分ごとに、主務大臣に申請して、その試験事業につき認定（認定試験事業者、認定外国試験事業者という）を受けることができる。

(2) 認定試験事業者及び認定外国試験事業者は、(1)の品目につき試験を行なった結果、J I S 等に適合する場合は J I S マークに代わる標章を付した証明書を当該品目の製造業者に交付することができる。

(3) (1)、(2)の場合以外の製品について輸入業者は標章の付してある試験に係る証明書を用いて、指定商品以外の鉱工業品で輸入に係るものを販売してはならない。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 日本工業規格及び指定品目については、各規格の有用性についての検討を踏まえて、積極的な見直しを図るとともに、新たな規格の策定については、消費者ニーズや高齢化社会に適切に対応できるよう取り組むこと。
 - 2 認定機関、検査機関、試験事業者制度については、厳正かつ公正な観点から指定等を行い、透明かつ競争的な認証制度の整備を図るとともに、それらについては消費者保護、中小企業対策に資するようその充実に努めること。
なお、認定機関等の運営については法律上の監督権限の範囲を超えた介入を行わないこと。
 - 3 日本工業規格と国際規格との整合化を推進するとともに、国際規格に対する我が国からの提案が一層活発化するよう、技術開発への支援等我が国産業界の取り組みを推進すること。
 - 4 鋳工業に関する技術上の基準及び仕様の統一を図るため、関係省庁間の連携を強化すること。また、強制規格についても日本工業規格が積極的に利用されるよう努めるとともに、各種技術上の基準等と日本工業規格との整合化を図る等検査手続の簡素化、合理化に努めること。
 - 5 工業標準制度に対する国民の認識と理解が一層深まるよう展示、PR等の情報提供に努めること。
- 右決議する。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、産業空洞化の懸念等我が国経済を取り巻く諸情勢に対処するため、経済構造改革の一環として、創造的事業を行う中小事業者（ベンチャー企業）が創業期に必要なとする資金調達等を円滑に行えるよう税制上の優遇措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 支援対象事業者の拡大

中小企業投資育成株式会社法の特例措置等の対象となる「特定中小企業者」に、開業5年未満で試験研究費等につき一定の実績のある者等を追加する。

2 支援措置の拡大

(1) エンジェル税制の創設

特定中小企業者のうち、一定の要件（(2)に該当する特定中小企業者）に該当する者の発行する株式を払込みにより取得した個人（通称エンジェル）

がその株式につき譲渡損失等を生じた場合、一定の要件のもと繰越控除等の課税特例措置を認める。

(2) 情報提供に関する診断および指導

特定中小企業者のうち、外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして一定の要件を満たす者に対し、経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行う。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案（閣法第24号）

【要 旨】

本法律案は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針等を定めるとともに、事業者の行う新エネルギー利用等について、各種の支援措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針

通商産業大臣は、新エネルギー利用等を促進するための施策、エネルギー使用者及び供給事業者等が講ずべき措置等に関する事項等について、基本方針を定め、これを公表する。

2 エネルギー使用者等の努力

エネルギー使用者及び供給事業者等は、基本方針の定めるところに留意し、新エネルギー利用及びその促進等に努めなければならないものとする。

3 新エネルギー利用指針

通商産業大臣は、エネルギー使用者の新エネルギー利用等を促進するため、推進すべき新エネルギー利用等の種類及び方法に関し、新エネルギー利用指針を定め、これを公表する。

4 指導及び助言

主務大臣は、新エネルギー利用等を促進するため必要があると認めるときは、エネルギー使用者に対し、新エネルギー利用指針に定める事項について助言及び指導を行う。

5 利用計画の認定

新エネルギー利用等を行おうとする事業者は、利用計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その利用計画が適当である旨の認定を受けることができる。

6 認定事業者への特例措置等

(1) 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務保証を行う。

(2) 中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付の償還期間を5年以内から7

年以内に延長する。

- (3) 中小企業投資育成株式会社は、その出資対象を資本金が1億円を超える事業者にまで拡大する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第44号）

【要 旨】

本法律案は、国際的に開かれた、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会を実現するには、競争政策の一層の積極的展開を図ることが不可欠であることから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」）の適用除外制度の整理等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第1 個別法に基づくカルテル等に係る独占禁止法適用除外制度の廃止又は法整備

1 大蔵省関係

(1) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正

- ① 酒類業組合による過度競争防止カルテル制度に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- ② 製造業者と販売業者の間で締結する再販売価格維持契約に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

(2) たばこ耕作組合法の一部改正

- ① たばこ耕作組合を独占禁止法24条の適格組合とみなす規定の整備。

(3) 証券投資信託法の一部改正

- ① 受託会社が信託財産で行う株式の取得又は所有に係る独占禁止法の適用除外規定の削除。

2 厚生省関係

(1) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正

- ① 環境衛生同業組合等が大企業者等と締結する特殊契約に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

3 農林水産省関係

(1) 果樹農業振興特別措置法の一部改正

- ① 果実の販売業者等が締結する加工原料用果実の売買に関する取決めに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

(2) 卸売市場法の一部改正

- ① 卸売業者間の営業の譲受け又は合併に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

- ② 卸売業者間の過度競争防止カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- (3) 砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正
 - ① 農林水産大臣の指示に基づく製造業者のカルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- (4) 漁業再建整備特別措置法の一部改正
 - ① 漁業協同組合等が作成する漁船の隻数の縮減等の整備計画に係る独占禁止法の適用除外規定の削除。
- (5) 輸出水産業の振興に関する法律の一部改正
 - ① 輸出水産業組合が締結する輸出水産物の主原料購入カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ② 輸出水産業組合が実施する輸出水産物の競争防止カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ③ 指定機関に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- (6) 真珠養殖等調整暫定措置法の廃止
- (7) 漁業生産調整組合法の廃止
- 4 通商産業省関係
 - (1) 輸出入取引法の一部改正
 - ① 輸出業者及び輸出組合の輸出向け国内取引カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ② 生産業者又は販売業者の輸出向け国内取引カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ③ 輸入業者及び輸入組合の輸入カルテル並びに輸入業者及び輸入組合の輸入向け国内取引カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ④ 輸出業者及び輸入業者並びに輸出入組合の輸出入調整カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ⑤ 貿易連合に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ⑥ 指定機関に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
 - ① 商工組合等が大企業者と締結する特殊契約に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (3) 商店街振興組合法の一部改正
 - ① 組合員が中小企業者である組合を独占禁止法24条の適格組合とみなす規定の整備。
- 5 運輸省関係
 - (1) 倉庫業法の一部改正

- ① 倉庫業者が行う集荷に関する倉庫カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (2) 貨物自動車運送事業法の一部改正
 - ① 一般貨物自動車運送事業者が行う運輸カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (3) 海上運送法の一部改正
 - ① 港湾関係業者が行う港湾関係カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (4) 港湾運送事業法の一部改正
 - ① 港湾運送事業者が行う港湾関係カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- 第2 個別法に基づくカルテル等に係る独禁法適用除外の範囲の限定又は明確化
- 1 大蔵省関係
 - (1) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正
 - ① 酒類業組合による経営の合理化カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の縮減。
 - 2 通商産業省関係
 - (1) 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
 - ① 商工組合の経営安定カルテルに係る加入命令等の廃止。
 - ② 商工組合の合理化カルテルに係る合理化命令の廃止。
 - ③ 商工組合の共同経済事業に係る独占禁止法の適用除外制度の範囲の限定。
 - 3 運輸省関係
 - (1) 道路運送法の一部改正
 - ① 旅客自動車運送事業者等が行う運輸カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の範囲の限定。
 - (2) 航空法の一部改正
 - ① 航空運送事業者が行う国内航空におけるカルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の範囲の限定。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案（閣法第47号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、規制緩和及び行政改革の一環として、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、通商産業省所管法律につ

き所要の改正を行うとともに、輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の廃止（2法律）

輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止する。

2 企業組織の変更手続の整備、簡素化（11法律）

相続、合併、事業譲渡等において、事業を譲り受けた者等の地位の承継を定める規定を整備、簡素化するため、高圧ガス保安法等11法律の一部を改正する。

3 その他諸規制の合理化（4法律）

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正し、エネルギー管理者選任届出規定を見直す。

(2) 電気事業法を改正し、事業を開始しなければならない期間を、事業の許可を受けた日から10年以内において通商産業大臣の指定する期間とする。

その他通商産業大臣の認定による主任技術者免状の交付の廃止等の措置を講ずる。

(3) 熱供給事業法を改正し、導管の使用前検査について、工事の工程ごとの検査を廃止する。

(4) 電気工事士法を改正し、電気工事士等が業務を開始したときの届出を廃止する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要 旨】

本法律案は、企業経営の効率性や機動性を高め、もって産業の競争力を強化する観点から、事業支配力の過度の集中防止という独占禁止法の目的に留意しつつ、持株会社の設立の全面禁止を改める等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 持株会社等の規制に関する改正

(1) 持株会社規制の改正

① 持株会社について、事業支配力が過度に集中することとなるものの設立等を禁止する。

ここで持株会社とは、子会社の株式の取得価額の合計額が（持株）会社の総資産の額の50%を超える会社とする。また、事業支配力が過度に集中することとは、持株会社等の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、持株会社等の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと、持株会社等が相互に関連

性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること、以上により国民経済に大きな影響力を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる場合のことをいう。

- ② 一定規模（グループ全体の総資産額が3,000億円超など政令で定める）の持株会社は、事業年度ごとに企業グループの事業状況に関する報告書を公正取引委員会に提出するものとする。
- ③ 設立時、②に該当する規模の持株会社は、設立の届出をするものとする。
- ④ 金融持株会社は別に、法律で定める日までは設立を禁止する。

(2) 大規模会社の株式保有総額の制限の緩和

- ① 株式保有総額の制限の対象となる大規模会社から持株会社を除外する。
- ② 分社化、ベンチャー・キャピタル等に伴う株式保有については、株式保有制限の対象となる株式から除外する。

(3) 法律の見直し条項

政府は、本法施行後5年を経過した場合、事業支配力の過度の集中を防止する観点から設立等が禁止される持株会社の範囲等について検討を行い、必要な場合、所要の措置を講ずる。

2 国際的協定又は国際的契約に係る届出義務の廃止

事業者による一定の国際的協定又は国際的契約に係る届出義務を廃止する。

【 附 帯 決 議 】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

1 事業支配力が過度に集中することとなる持株会社に関するガイドラインの作成に当たっては、国会の審議を十分に踏まえ、禁止される持株会社の解釈をより明確にし、公正取引委員会の審査における行政裁量の余地を極力排除すること。

なお、事前相談については、透明性を確保する観点から、その経過や結果等を適当な方法で開示すること。

2 金融持株会社については、競争政策及び金融政策の観点からすみやかに検討を行い、その解禁に当たっては、金融関係法制の整備等の必要な措置を講ずること。

なお、11条については、9条の改正に伴う影響等を勘案しつつ適切な制度運用に努めること。

3 持株会社によるグループ経営における連結ベースのディスクロージャーの充実等、情報開示制度の改善を行うとともに、持株会社株主の子会社事業への関与や子会社関係者の権利保護のあり方等、会社法制について検討を行う

こと。

- 4 持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合法の改正問題を含め今後2年を目途に検討し、必要な措置をとること。

なお、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること。

- 5 持株会社の設立等企業組織の変更が円滑に行われるよう、資産譲渡益課税に関する圧縮記帳制度の優遇措置や連結納税制度等の税制上の検討を進めること。また、株式交換制度等、会社法上の企業組織の変更規定についても検討を行うこと。

- 6 持株会社制度が中小事業者への系列支配の強化等につながるものがないよう、独占禁止法等の厳正な運用に努めること。

右決議する。

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要 旨】

本法律案は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、環境影響評価に関し所要の特例措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

電気事業法の目的について、「環境の保全」を明確にし「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」とする。

2 環境影響評価に関する特例

(1) 両法の適用

発電所等の事業用電気工作物の設置又は変更工事に関する環境影響評価等の手続きについては、環境影響評価法及び電気事業法の両法を適用することとする。

(2) 簡易な方法による環境影響評価

環境影響評価法に定める第2種事業（一定の規模を有し、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業）を行おうとする者は、同法に規定する事項のほか、その工事について簡易な方法により環境影響評価を行った結果を記載しなければならないこととする。

(3) 環境影響評価方法書

発電所等の事業用電気工作物の設置又は変更の工事であり環境影響評価

法における対象事業に該当するもの（以下「特定対象事業」という）をしようとする者（以下「特定事業者」という）は、環境影響評価を行う方法を記載した環境影響評価方法書を通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は同方法書を審査し、必要な場合には特定事業者に対し勧告をすることができることとする。

(4) 環境影響評価準備書

特定事業者は、環境影響評価の結果について意見を聴取するための準備として作成する環境影響評価準備書を通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は同準備書を審査し、必要な場合には特定事業者に対し勧告をすることができることとする。

(5) 環境影響評価書

特定事業者は、環境影響評価書を通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は必要な場合にはその変更を命ずることができることとする。

3 工事計画

(1) 発電所等の工事計画の認可要件として、環境影響評価書に従ったものであることを新たに追加する。

(2) 環境影響評価法に規定する第2種事業（特定対象事業を除く）に関する工事計画の認可要件として、環境影響評価手続が不要である旨の通知を受けたことを追加する。

4 その他

(1) 通商産業大臣による環境影響評価書の変更命令に違反する者を過料に処す。

(2) 環境影響評価法の施行の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※8	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案	衆	9. 1.31	9. 3.26	9. 3.27 可決	9. 3.28 可決	9. 2.25	9. 3.21 可決 附帯決議	9. 3.25 可決
			○9. 3.26	参本会議趣旨説明			○9. 2.25	衆本会議趣旨説明	
※9	工業標準化法の一部を改正する法律案	〃	1.31	3.13	3.19 可決 附帯決議	3.19 可決	2.17	3. 5 可決 附帯決議	3. 6 可決
16	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4.15	4.22 可決	4.25 可決	4. 8	4.11 可決	4.15 可決
※24	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案	〃	2. 7	3.25	4.10 可決	4.11 可決	3. 7	3.21 可決 附帯決議	3.25 可決
44	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案	〃	2.21	5.30	6.12 可決	6.13 可決	4.18	5.16 可決	5.20 可決
			○9. 5.30	参本会議趣旨説明			○9. 4.18	衆本会議趣旨説明	
47	民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案	参	2.21	3.12	3.17 可決	3.19 可決	3.25	4. 2 可決	4. 3 可決
68	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.11	5.30	6.10 可決 附帯決議	6.11 可決	4.18	5.14 可決 附帯決議	5.15 可決
			○9. 5.30	参本会議趣旨説明			○9. 4.18	衆本会議趣旨説明	
79	電気事業法の一部を改正する法律案	〃	3.28	5.14	6.10 可決	6.11 可決	4.10	5. 7 可決	5. 8 可決